

# 解題『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／ 選挙制度資料昭和二四～三四年』

安野修右

## 一 はじめに

本稿の目的は、「文生書院」が販売し、その作成に筆者が大きくかかわった『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料 昭和二四～三四年』について、既に筆者が執筆した同資料集付属の「解説」を下敷きにし、さらに当該資料の性格を外部の人間が把握するのに必要と思しき基礎的情報を補足することにある。以上の経緯から、以降の「はじめに」は、同資料集の

「解説」と内容にかなりの重複箇所がある。本稿の執筆も含め、その旨、販売元の「文雄書院」に事前に相談し許諾をえていること、ご留意いただければ幸いである。そのうえで選挙制度調査会は、選挙制度に関する内閣の諮問機関として計八回（一九四九年、一九五一年、一九五二年、一九五三年、一九五五年、一九五六年、一九五七年、一九五九年。なお回次の数え方の問題については脚注を参照されたい<sup>①</sup>）開催されている。同調査会は、その後身である「選挙制度審議会」と同様に、

一九五六年のいわゆる「ハトマンダー」に関連するものを除けば、戦後政治にさほど影響力を残さなかったとされておられ、既存の選挙制度研究においては、その存在が軽視されてきたといえる<sup>2)</sup>。

しかしながら、同調査会は、当時既に一線級、あるいは後に大きな足跡を残した研究者（たとえば宮沢俊義、蟬山政道、矢部貞治、中村菊男、吉村正、大石義雄など）、実務家（坂千秋、鈴木俊一、小林与三次、金丸三郎、新井裕など）、政治家（牧野良三、川島正次郎、小沢重喜など）、あるいは法曹関係者（海野普吉など）が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べているところに特徴がある。しかも同調査会の審議内容は、衆議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、選挙権の要件、選挙管理行政、選挙取締行政、選挙運動規制、政治資金規制、選挙争訟に関する制度、日本国憲法改正の国民投票制度など、選挙制度に関するあらゆる事項に及んでいる。

したがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、そもそも歴史資料として価値があると同時に、極めて広範な

領域に属する研究者、あるいは選挙関係の実務家にとって利用価値がある。たとえば特定の公職選挙法の条文の法解釈に関する審議内容は、当該条文をより精緻に理解しようと望む法学者にとって有益だろう。また選挙の執行・取締に関しては、関係官庁の関係者が率直な見解を述べているが、これは戦後初期の選挙ガバナンスに関心をもつ政治学者・行政学者にとって重要だろう。あるいは当時の主要な学者、政治家、実務家の発言が記録されていること自体、同時代の選挙法の変遷に関心をもつ歴史学者や政治学者にとって貴重だろう。

もともと、『選挙制度調査会議事速記録』には、その利用にあたって、様々な物理的・手続的・経済的障害が存在した。選挙制度調査会の速記録は、その全てが国立国会図書館に所蔵されているわけではなく、各大学図書館・公立図書館に点在するかたちで所蔵されているのである。しかも同速記録は、頁数自体が膨大であり、審議内容も多岐に及ぶため、資料の読解自体にも大変な労力を必要とする。またこれと同様の問題は同調査会の後身の「選挙制度審議会」にもかなりの程度当てはまる。そこで筆者個人としては、同調査会及び同審議会の速記録

の内容に関して、あたかも「国会会議録検索システム」のように利用できるようにすることで、「両速記録がもつ資料価値の本来の高さを研究者間で共有し、選挙制度研究の進展に貢献できればと常々考えていた。

『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料 昭和二四～二四年』作成の発端は、その旨もふまえて、同調査会・審議会の速記録を多く保有する「文生書院」に相談したことにある。その過程のなかで、筆者自身も、その所在を把握できていない資料を多数所有している事実が判明した。そこで古書店のもつ流通網およびその存続の社会的重要性を筆者が強く認識したことに加えて、さらには「文生書院」からのDVD版作成の打診もあり今回の運びとなった。その際、資料の内容が多様であれば、それを利用する者の用途も多様であることが想定されることを考慮し（たとえば同資料集を利用する者のなかには、研究対象となる制度や人物が既に特定されており、それに関連する審議内容のみを閲覧したい者もいるだろう）、利用者が必要とする資料に容易に閲覧できるようにするため、各審議内容のキーワード検索機能を盛り込むことが議論され、同DVD版の機能と

して実装された。

もつとも、それだけは膨大な審議内容のなかから何を検索すればよいか、頭を悩ませる利用者もいるかもしれない。何を隠そう筆者自身もそうである。そこで本稿では、『DVD-ROM版 選挙制度調査会議事速記録』に所蔵されている各回の概要について筆者なりに解説することを目的としている。ただし筆者は、主として公職選挙法上の選挙運動に関する規定に関心をもっている。したがって、そこから著しく外れた領域については、正確な評価が下せないことについては予め留意していただければ幸いである。以上をふまえ、本稿では各回の参加者や審議内容など事実関係に関する記述を中心として、その歴史的価値について若干のコメント加えたいと考えている。

## 二 『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料 昭和二四～二四年』の概要

『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制

度資料『昭和二四～三四年』は、選挙制度調査会に関する紙媒体の議事速記録及び関係資料を集成したもので、全体では総計二七〇〇頁を超える。同資料集は具体的には以下の資料から構成されている。

- (一) 第一次選挙制度調査会 (一九四九年)
  - 一、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第一部)』(芹田東光社、一九四九)(二三〇頁)
  - 二、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第二部)』(芹田東光社、一九五〇)(二六七頁)
  - 三、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第三部)』(芹田東光社、一九五〇)(二三四頁)
- (二) 第二次選挙制度調査会 (一九五一年)
  - 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会(総会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一年)(二二〇頁)
  - 二、選挙制度調査会『選挙制度調査会(第一委員会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一年)(二七四頁)
  - 三、選挙制度調査会『選挙制度調査会(第二委員会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一年)(二二二頁)
- (三) 第三次選挙制度調査会 (一九五二年)
  - 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記録(日本国憲法改正に関する国民投票制度、参議院議員選挙制度)』(選挙制度調査会、一九五二年)(三五六頁)
- (四) 第四次選挙制度調査会 (一九五三年)
  - 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記録』(選挙制度調査会、一九五四年)(一七二頁)
- (五) 第五次選挙制度調査会 (一九五五年)
  - 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記録』(選挙制度調査会、一九五五年)(一三〇頁)
- (六) 第六次選挙制度調査会 (一九五六年)
  - 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記録(小委員会)』(選挙制度調査会、一九五六年)(二二二頁)

(七) 第七次選挙制度調査会（一九五七年）

- 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記録（参議院議員、地方公共団体の議会の議員の選挙区制等）』（選挙制度調査会、一九五七年）（二二二頁）

(八) 第八次選挙制度調査会（一九五九年）

- 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記録』（選挙制度調査会、一九五九年）（三〇〇頁）

以上がDVD版を構成する各調査会の速記録の概要になる。このうち第一次選挙制度調査会の速記録が当時の全国管理委員会により発行されていることを例外とすれば、他は概ね選挙制度調査会自体が発行をしている。また第六次選挙制度調査会（一九五六年）のように、小委員会の速記録である旨が明記されているものもあるが、他に総会の速記録などが別個に作成されているのか、判然としない資料が多くある。

三 各回の共有箇所について

ここでは各回の選挙制度調査会の概要とその歴史的評価について解説するにあたり、まず一連の速記録の共通箇所、ないし相違点がある場合の対応を示すこととした。各速記録は多くの場合以下のような構成をとっている。

一、選挙制度調査会

- 1、総理府設置法抜粋
  - 2、選挙制度調査会令
  - 3、選挙制度調査会会議規則
  - 4、選挙制度調査会委員、専門調査員及び幹事
- 二、選挙制度調査会諮問及び答申等

- 1、諮問
- 2、答申

三、選挙制度調査会議事速記録（以下省略、第一次調査会速記録の目次から一部簡略化しつつ抜粋）

ここからも分かるように、「一、選挙制度調査会」の

箇所では、まず同調査会の根拠法令、及び会議規則を示した後、各回に参加した委員、専門調査員及び幹事が示されている。このうち法令や規則などは、共通箇所であるために、以降の各回の解説では省略する。参加者などについては、これは各回で異なるので、その詳細をその都度示すこととする。

また「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」については、基本的には各回の答申の内容を示すこととするが、これは議論が細部に及んでいる回から、そもそも答申の記載がないものまでかなり幅がある。そこでここでは基本的に各回の「諮問」の内容を示しつつ、それに対する答申が記載されていれば、それを示すことにする。なお答申の内容があまりに詳細な場合は、原文のコピーを引用するか、当時の新聞報道からその概要を引用することとする。

次に「三、選挙制度調査会議事速記録」については、詳細な委員会名簿が作成されている場合、各委員会のメンバーと審議内容及び会議が開催された日付を示すこととする。

そのうえで最後に、各回の概要等について、当時の新

聞記事等を引用しつつ、解説することとする。

#### 四 各回の解説

##### (一) 第一次選挙制度調査会

一、参加者(委員の経歴等が記載されている場合は、

○内に示す。なお(臨)が示されている場合は臨時委員。以下同様)

##### ① 委員(以下三名。会長、渡辺鍬蔵)

・地方公共団体関係者

・松崎権四郎(都道府県選挙管理員会連合会長)、安井誠一郎(東京都知事)、石原永明(東京都議会議員会横浜市)、桑田祐栄(町村選挙管理員会(東京都北多摩郡府中町))、伊藤幟(福島県本宮町町長)

・学会

・宮沢俊儀、田中二郎、鵜飼信成、吉村正、潮田江次、大石義雄

・言論関係

・松方義三郎(共同通信社)、長谷川才次(時事通信

社)、南江治郎(日本放送協会)

・経済団体関係

永野重雄(日本製鉄株式会社常務取締役)、近藤鉄

次(東京商工会議所副会頭)

・労働組合

高野実(日本労働組合総同盟)、細谷松太(全国産

業別労働組合連合会)、松浦清一(全日本海員組合

(臨))

・学識経験者

関口泰(評論家(朝日新聞社顧問)、阿部眞之助

(評論家(毎日新聞社顧問)、草野豹一郎(弁護士

(元大審院判事)、渡辺鍊蔵(東宝社長)、白根竹介

(参議院全国選出議員選挙管理委員会委員長)、山室民

子(文部省社会教育施設課長(臨))、斎藤さえ(新

日本婦人同盟(臨))

・全国選挙管理委員会

海野普吉(委員長)、小坂順造(委員(臨))、工藤

鉄男(委員(臨))、長世吉(委員(臨))

② 幹事(以下二四人)

吉岡恵一(全選管事務局長)、金丸三郎(全選管選

挙課長)、石渡猪太郎(全選管管理課長)、鈴木俊一

(地方自治庁連絡行政部長)、萩田保(地方自治庁財

政部長)、長野士郎(地方自治庁財政部財政課長)、

岩倉規夫(内閣総理大臣官房総務課長)、高橋一郎

(法務府検事局長)、宮下明義(法務府刑事課長)、

林修三(法務府法制意見局第一局長)、出射義夫

(最高検察庁検事)、武藤文雄(国警本部刑事部長)、

小倉謙(国警本部捜査課長)、河野一之(大蔵省主

計局長)、石原周夫(大蔵省主計局次長)、中尾博之

(大蔵省主計官)、荒木茂久二(運輸大臣官房長)、

矢野邦雄(最高裁判所行政局行政第二課長)、浦島

喜久衛(郵政省郵務局長)、野村義夫(電波庁法規

經濟部長)、辻田力(文部省調査普及局長)、相良唯

一(文部省調査普及局地方連絡課長)、田窪〇(〇

判読不可。東京都選管)

二、諮問と答申

① 参議院議員選挙制度に関する件

選挙区に関する事項、選挙権及び被選挙権に関する

事項、投票その他投票手続に関する事項、候補者及

び当選人に関する事項、再選挙、補欠選挙及び繰上

補充に関する事項、選挙運動の規正及び公営に関する事項、選挙運動費用に関する事項、選挙執行に要する経費に関する事項

② 選挙運動の方法について (答申が記載されていないため、付議事項を示す)

(選挙の―筆者) 基本事項、選挙運動の規正に関する事項、選挙運動の公営に関する事項、選挙運動費用

### 三、議事録

① 各委員会委員と審議事項

・第一委員会委員

・委員

白根竹介 (委員長)、伊藤三省、長谷川才次、大石義雄、山室民子、高野実、田中二郎、工藤鉄男、安井誠一郎、松崎権四郎、阿部真之助、吉村正、潮田江次、近藤鉄次

・審議事項

一般的事項 (定員、任期、選挙区及び選出方法、選挙権及び被選挙権に関する事項等)、地方公共団体の議会の議員の定数に関する事項

・第二委員会

・委員

宮沢俊義 (委員長)、石原永明、伊藤熾、細谷松太、長世吉、神戸正雄、南江治郎、永野重雄、海野普吉、鶴飼信成、草野豹一郎、松浦清一、松方義三郎、小坂順三、佐藤きえ、関口泰

・審議事項

選挙手続に関する事項、不在者投票制度に関する事項、同時選挙・再選挙に関する事項、立候補制度及び選挙人名簿に関する事項、選挙運動等に関する事項

・第三委員会

・委員

草野豹一郎 (委員長)、吉村正、田中二郎、海野普吉

・審議事項  
選挙争訟制度改正要綱幹事試案、当選無効の原因

② 審議日程

・総会

第一回 (一九四九年八月二七日)、第二回 (九月八日)、第三回 (二〇月一〇日)、第四回 (二〇月一一



日) 第五回(二〇月一七日)、第六回(二二月一日)、第七回(一九五〇年二月一五日)、第八回(九月四日)

・第一委員会

第一回(一九四九年一月一日)、第二回(二月一八日)、第三回(二月二九日)、第四回(二月九日)、第五回(二月二〇日)、第六回(二月二八日)

・第二委員会

第一回(一九四九年一月一四日)、第二回(二月二八日)、第三回(二月六日)、第四回(二月一六日)

・第三委員会

第一回(一九五〇年一月一八日)、第二回(二月二〇日)、第三回(二月八日)

#### 四、解説

第一次選挙制度調査会は、一九四九年総選挙に始まる日本の選挙運動規制への違憲勧告(通称「インボーション声明」)に端を発する公職選挙法制定の一過程としてなされている<sup>3)</sup>。同法制定及び同調査会の経緯については、

堀内匠の文献において「国会主導化を図るGHQと、法案の主導権を握ることで権限強化を狙う全国選挙管理委員会(全選管)との間での駆け引きが展開されることとなった<sup>4)</sup>」と要約されている。第一次調査会についても、事務局を全国選挙管理委員会がつとめており、全選管<sup>5)</sup>(及びその前身の内務省地方局)に大きく影響されている側面が強い。その答申の内容は、同年四月に発表された全選管の試案と比較すれば、選挙運動規制の自由化の程度が劣るものであったとされている<sup>6)</sup>。もともと、第一次調査会の速記録に関しては、たとえば選挙制度研究で著名な柚正夫や前述の堀内などの文献において引用された形跡がみられず、実際の審議内容がどのようなものであったかは今まで全く不明であり、筆者自身も同速記録は作成されていないと認識していた。したがって、本DVD版に内蔵されている同速記録は、おそらく「再発見」された側面があるだろう。同速記録の構成は、参議院の選挙制度に関する審議をまとめた第一部、選挙運動規制の緩和に関する議論をまとめた第二部、それに関連して全選管が収集した一次資料をまとめた第三部、となっている。

## (二) 第二次選挙制度調査会

一、参加者(参加者名簿が各委員会の委員順となつて

いたため、ここでそれも示す)

### ① 委員(以下一八名)

牧野良三(会長)、関口泰(副会長)

・第一委員会 宮沢俊義(委員長)、古井喜実、加藤

大謳、久布白落実、次田大三郎(臨)

・第二委員会 阿部眞之助(委員長)、三輪寿壮、野

田武夫、村岡花子、渡辺鏗蔵

・第三委員会 島田武夫(委員長)、山崎佐(臨)、大

竹武七郎(臨)、岸本義広

### ② 専門調査員

小倉庫次、沢田広

### ③ 幹事

吉岡恵一(全選管事務局長)、金丸三郎(全選管選

挙課長)、石渡猪太郎(全選管管理課長)、鈴木俊一

(地方自治庁次長)、長野士郎(地方自治庁行政課

長)、奥野誠亮(地方自治庁財政課長)、山田明吉

(内閣官房総務課長)、神谷尚男(法務府刑務局刑事

課長)、林修三(法務府法制意見局第一局長)、三堀

博(最高検察庁検事)、武藤文雄(国警本部刑事部

長)、新井裕(国警本部捜査課長)、河野一之(大蔵

省主計局長)、白石正雄(大蔵省主計官)、矢野邦雄

(最高裁判所行政局行政第二課長)、辻田力(文部省

調査普及局長)、田中彰(文部省調査普及局地方連

絡課長)、久保下久二(東京都選管事務局長)

### 二、諮問と答申

#### ① 衆議院議員の選挙制度に関して

選挙管理機関の責務の明確化、小選挙区制の導入、

記号式投票制の導入、選挙運動規制の合理化と選挙

運動費用の低減選挙運動の形式犯に関する行政罰則

の緩和

### 三、議事録

#### ① 審議事項(各委員会名簿は既出なので省略)

##### ・第一委員会

選挙法の基本的観念に関する事項、選挙手続に関す

る事項、憲法改正の国民投票に関する事項

##### ・第二委員会

選挙区制に関する事項、立候補制度に関する試行、

参議院議員選挙に関する事項、教育委員会委員の選

挙及びその他の選挙に関する事項

・第三委員会

選挙運動及び選挙公営に関する事項、選挙取締及び罰則に関する事項

② 審議日程

・総会

第一回（記載なし）、第二回（一九五一年五月二十九日）、第三回（六月四日）、第四回（七月一日）、第五回（八月一七日）、第六回（八月二三日）

・第一委員会

第一回（一九五一年六月四日）、第二回（六月八日）、第三回（六月十五日）、第四回（六月二十九日）、第五回（七月六日）、第六回（七月二〇日）、第七回（八月三日）

・第二委員会

第一回（一九五一年六月四日）、第二回（六月八日）、第三回（六月十四日）、第四回（六月二〇日）、第五回（六月二七日）、第六回（七月四日）、第七回（七月十一日）、第八回（七月十八日）、第九回（七月二十五日）

・第三委員会 第一回（一九五一年六月四日）、第二回（六月十一日）、第三回（六月二十三日）、第四回（六月二十八日）、第五回（七月二日）、第六回（七月九日）、第七回（七月一六日）、第八回（七月二三）、第九回（七月三〇日）、第十回（八月四日）

・第一、二、三委員会連合会 一回限り（一九五一年八月一四日）

四、解説

第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が<sup>⑧</sup>強」く、また極めて政治色の強い調査会であったといえる。それは自由党鳩山派の重鎮で、自らも公職追放解除者であった牧野良三全国選挙管理委員会委員長が、同調査会の会長を務めていることから理解できる。しかも、その答申をめぐっては、予め小選挙区制を導入する旨、吉田首相と牧野会長との間で了解がとられていたという吉岡恵一全選管事務局長の証言もある<sup>⑨</sup>。つまり同調査会は、自由党首脳陣における小選挙区制導入の試みの一つと捉えることもできる。あるいは、いわゆるハトマン

ダーに関連してなされた一九五五年及び五六年度の調査会が、第二回調査会の答申を土台にして、その導入の是非を検討するかたちをとっていること（後述する）を考慮するならば、第二回調査会は、五〇年代における小選挙区制導入論議の一つの契機とみなせるかもしれない。したがって、第二回調査会の戦後政治史上の重要性は、我々が一般に考えているよりもはるかに高い可能性がある。いずれにせよ、同調査会の速記録は合計四部（総会、第一委員会、第二委員会、第三委員会）あるが、全体の議論の傾向としていえば、日本政治に如何にして小選挙区制を根付かせるかに議論の力点が置かれている。もともと、第二回調査会の審議内容は、第二委員会や第三委員会の審議事項からも明らかのように、小選挙区制導入の有無のみならず、選挙の管理・執行から選挙争訟の問題まで広範に及んでいる。

### （三）第三次選挙制度調査会

#### 一、参加者

- ① 委員（以下二〇名）  
牧野良三（会長）、関口泰（副会長）、宮沢俊義、古

井喜実、加藤大謳、久布白落実、次田大三郎（臨）、阿部真之介、三輪寿壮、野田武夫、村岡花子、渡辺鍬藏、島田武夫、山崎佐（臨）、大竹武七郎、岸本義広、喜多荘一郎（臨）、坂千秋（臨）、平野力蔵、武藤武雄

#### ② 専門調査員

小倉庫次、沢田広

#### ③ 幹事（以下十八名）

吉岡恵一（全選管事務局長）、金丸三郎（全選管選挙課長）、石渡猪太郎（全選管管理課長）、鈴木俊一（地方自治庁次長）、長野士郎（地方自治庁行政課長）、奥野誠亮（地方自治庁財政課長）、山田明吉（内閣官房総務課長）、神谷尚男（法務府刑務局刑事課長）、林修三（法務府法制意見局第一局長）、三堀博（最高検察庁検事）、武藤文雄（国警本部刑事部長）、新井裕（国警本部捜査課長）、河野一之（大蔵省主計局長）、白石正雄（大蔵省主計官）、矢野邦雄（最高裁判所行政局行政第二課長）、関口隆克（文部省調査普及局長）、田中彰（文部省調査普及局地方連絡課長）、久保下久二（東京都選管事務局長）

## 二、諮問と答申

- ・ 日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱（詳細は末尾の原文のコピーを参照されたい）

- ・ 参議院制度改正要綱案（右と同様）

## 三、議事録

### ① 小委員会名簿

- ・ 日本国憲法改正に関する小委員会

次田大三郎（委員長）、山崎佐、大竹武七郎、坂千秋、野田武夫

- ・ 参議院議員選挙制度に関する小委員会

阿部真之助（委員長）、島田武夫、渡辺鉄蔵、喜多荘一郎、三輪寿壮、武藤武雄

### ② 審議日程

・ 総会

第七回（一九五二年四月一七日）、第八回（五月三〇日）、第九回（六月五日）

- ・ 日本国憲法改正国民投票制度に関する委員会

第一回（一九五二年四月一九日）、第二回（四月二二日）、第三回（四月三〇日）、第四回（五月七日）、第五回（五月八日）、第六回（五月一三日）

- ・ 参議院議員選挙制度に関する委員会

第一回（一九五二年四月一八日）、第二回・第三回（速記なし）、第四回（五月一三日）、第五回（六月一六日）、第六回（六月二四日）、第七回（七月四日）、第八回（七月一九日）

- ・ 参議院議員選挙制度に関する公聴会

一回限り（一九五二年五月二日。公述人は以下。大西邦敏、堀真琴、古田徳次郎、住本利男、塩谷信雄、波多野鼎）

## 四、解説

第三次選挙制度調査会は、第二回調査会の審議事項のうち、五二年総選挙や牧野良三の国会議員への復職に伴う会長辞任のために答申が延期されていたもののなかから、憲法改正の国民投票制度の要綱にかかわるもの为主线として審議されている。答申の主軸は、「一、国民投票の投票権は衆議院選挙の選挙権を持つ者とする。一、国民投票は国会が憲法改正の発議を提案した日から三十五日以後九十日以内に行う。一、投票は賛成、反対の記号式投票方法を用いる<sup>10</sup>」とある。また参議院議員選挙制度改正要綱についても審議がなされており、その内容に関

しては、「二、議員定数は、二百五十人とし、そのうち百五十人は選挙、百人は推せんによる」(同速記録、一〇頁)ものとしていることに特徴がある。したがって、同速記録の内容は、現在の憲法改正の国民投票制度の是非や参議院の選挙制度を考察するうえで重要な一次資料となりうる。もともと、同速記録の内容は、前年に出された小選挙区制導入の答申に関する議論も多く含んでいる。

#### (四) 第四次選挙制度調査会

##### 一、参加者

##### ① 委員 (以下十六名)

牧野良三 (会長)、宮沢俊義 (副会長 (臨))、我妻栄 (臨)、田上穰治 (臨)、海野普吉、大竹武七郎 (臨)、矢部貞治、竹内原忠雄、柳瀬良幹、松村真一郎、小池隆一、坂千秋、佐野保房、沢田竹治郎、宮島幸太郎 (臨)、島田孝一

##### ② 専門調査員 (欠員と記載あり)

##### ③ 幹事 (以下十九名)

林修三 (内閣法制局次長)、栗山康平 (内閣官房総

務課長)、松村清之 (自治庁官房総務課長)、石渡猪 (自治庁会計課長)、小林与三次 (自治庁行政部長)、金丸三郎 (自治庁選挙部長)、佐久間彊 (自治庁選挙長)、桜沢藤兵衛 (自治庁管理課長)、後藤博 (自治庁財政部長)、奥野誠亮 (自治庁税務部長)、新井裕 (国警本部刑事部捜査課長)、岡原昌男 (法務省刑事局長)、阿川清道 (民事局第二課長)、平賀健太 (参事官)、山威一郎 (大蔵省主計局主計官)、稻田清助 (文部省大学学術局長)、西田亀久夫 (文部省大学学術局学生長)、矢野邦雄 (最高裁判所行政局付)、久保下久二 (東京都選管事務局長)

##### 二、諮問と答申

・修学学生等の選挙権の居住要件に関する事項  
下宿学生等の住所は、郷里を住所として申し出た場合はこの限りではないが、その居住地等にあるものと推定する。

##### 三、議事録

##### ① 小委員会委員

宮沢俊義 (委員長)、我妻栄、田上穰治、大竹武七郎、宮島幸太郎

## ② 審議日程

・総会

第一回（一九五三年一〇月二一日）、第二回（一一月二一日）、第三回（一一月二七日）、第四回（一一月二八日）、第五回（一二月四日）、第六回（一二月一五日）

## 四、解説

第四次選挙制度調査会は、学生の選挙権は郷里にあるとした旧自治庁の通達が、世間からの批判を受けたことに端を発している。<sup>(1)</sup>そこで政府が選挙制度調査会に対し、この件について諮問した結果、「自治庁通達はやむをえない措置であったことは認めるが……立法措置により、自治庁通達の内容に変更を加えることが適当である」という意見が大多数」であり、「できる限り選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめるという方向で、公職選挙法中に適当な規定を設けるべきであるとする点において大体の一致をみるに至り」、学生等の選挙権に関する現行公選法の扱う意を変更する答申を出した（同速記録、五―六頁）。その際には、学生等の選挙権を原則居住地にあると推定し郷里にあると届出があった場合に対

応するA案と、原則郷里にあると推定し居住地にあると届出された場合に対応するB案とが提出されたが、総会で議論した結果、A案の方が優れているとの結果がえられ、それが答申として決定された（六頁）。なお当該問題の背景には、住民登録にもとづく選挙人名簿作成があり、附帯事項としてこの点合理化するような立法措置をとるべきと決定されている。

## （五）第五次選挙制度調査会・第六次選挙制度調査会

### 一、参加者

① 委員（以下三七名。会派が○で記載がある場合にはそのまま記載）

有馬忠三郎（会長）、高橋雄豺（副会長）、川島正次郎、大麻唯男、花村四郎、根本龍太郎、永田良一（臨）、林修三（臨）、星嶋二郎（民）、三浦一雄（民）、小澤佐重喜（自）、大達茂雄（自）、中田吉雄（左社）、森三樹二（左社）、鈴木義男（右社）、中村高一（右社）、小林武治（緑）、阿部真之助、石川一郎、海野普吉、坂千秋、下村宏、滝田実、次田大三郎、中村菊男、野村秀雄、藤田藤太郎、藤田愛一郎、

松村権四郎（臨）、御手洗辰雄、安井誠一郎、矢部貞治、山浦貫一、山高茂、吉川末次郎、吉村正、蠟山政道

② 幹事（以下十五名）

田中栄一（内閣官房副長官）、高辻正巳（法制局次長）、野木新一（法制局第二部長）、鈴木俊一（自治庁次長）、兼子秀夫（自治庁選挙部長）、小林与三（自治庁行政部長）、森田優三（総理府統計局長）、石井栄三（警察庁長官）、中川薫治（警視庁刑事部長）、岸本義広（法務事務次官）、井本台吉（法務省刑事局長）、清原邦一（最高検察庁次長検事）、馬場義統（最高検察庁検事（刑事部長））、平田敬一郎（大蔵事務次官）、森永貞一郎（大蔵省主計局長）

二、諮問と答申（記載なし。諮問は次の通り）

「衆議院議員の選挙について先に小選挙区制の採用に関する答申があつたが、右に関する選挙区その他選挙制度の改正について貴会の意見を問う」（同速記録から引用。頁数の記載なし）

三、議事録

① 小委員会委員

次田大三郎（委員長）、星島二郎、小澤佐重喜、森三樹二、中村高一、小林武治、坂千秋、下村宏、藤田藤太郎、松崎権四郎、御手洗辰雄、安井誠一郎、矢部貞治、吉川末次郎、吉村正

② 議事日程

・総会

第一回（一九五五年五月二六日）、第二回（六月一〇日）、第三回（六月二四日）、第四回（七月八日）、第五回（七月二〇日）、第六回（七月二六日）

・小委員会

第一回（一九五五年七月二六日）、第二回（九月九日）、第三回（九月二二日）、第四回（一〇月一日）、第五回（一〇月三十一日）、第六回（十一月二一日）、第七回（十二月二二日）、第八回（十二月一九日）、第九回（一九五六年二月二〇日）、第十回（二月二七日）、第十一回（三月五日）、第十二回（三月六日）

四、解説

第五次及び第六次調査会は、いわゆる「ハトマンダー」の基盤となった点で非常有名である。事実、参加



者名簿の内容をみても、委員・幹事ともに今までとは比較にならないほど、人員が拡充されている。とくに「委員の数を十五名から三十名以内に増員しこの中には学識経験者のほかに国務大臣および政府職員をいれ<sup>12)</sup>」た結果として、各党派の現職国会議員が委員として選任されていたり、あるいはそれまで幹事として大蔵主計局長が参加していたのに対して大蔵事務次官が参加していたりするなどの変化が目立つ。その諮問の内容は、前述の第二回調査会における小選挙区制導入の答申を再検討するよう促すもので、当初から小選挙区制導入ありきのものとなっていたことがわかる。もつとも、審議内容や当時の報道を概観する限り、「政府が任命した委員の顔触れの大部分が小選挙区制論者であ<sup>14)</sup>」った一方で、委員のなかには社会党系の議員も多く選任されていたことから、小選挙区制導入の答申を出すことはかなり難航した様子が伺える。事実、一九五六年三月一三日の総会（速記録に記載なし）では、小選挙区制導入の答申の採決をめぐって紛糾した様子が当時の新聞報道でも明らかになっている<sup>15)</sup>。また同様の傾向は、小委員会の速記録をみる限りでも当てはまる。

## （六）第七次選挙制度調査会

### 一、参加者

#### ① 委員（以下三〇名）

有馬忠三郎（会長）、長谷部忠（副会長）、足立正、阿部真之助、明峯嘉夫、潮田江次、内田秀五郎、海野普吉、大石義雄、唐島基智三、小島憲、近藤操、坂千秋、下村宏、杉村章三郎、田上穰治、田辺繁子、高橋雄豺、滝田実、野村秀雄、船田文子、松村真一郎、御手洗辰雄、三宅晴輝、矢部貞治、安井誠一郎、山浦貫一、山高茂、吉田直治、吉村正

#### ② 幹事（以下一四名）

山本浅太郎（内閣官房総務課長）、高辻正巳（法制局次長）、野木新一（法制局第二部長）、鈴木俊一（自治事務次官）、兼子秀夫（自治庁選挙局長）、藤井貞夫（自治庁行政局長）、皆川迪夫（自治庁選挙局選挙課長）、桜沢藤兵衛（自治庁選挙局管理課長）、小田原登志郎（総理府統計局長）、中川薫治（警視庁刑事部長）、竹内寿平（法務省刑事局長）、柳川真文（最高検察庁検事（刑事部長））、森永貞一郎（大蔵省主計局長）、東京都選管事務局長（加藤春吉）

## 二、諮問と答申（記載がないため、諮問を示す）

「参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙区制その他選挙制度について、改正を加える必要があるか。もしあるとするならば、その要綱を示されたい」（同速記録、九頁）

## 三、議事録

・総会

第一回（一九五七年一月二三日）、第二回（一月二三日）、第三回（一月二九日）、第四回（一月二二日）、第五回（二月一九日）、第六回（二月二六日）

## 四、解説

第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を発しているが、<sup>16</sup>その他の重要な審議事項として、昭和の大合併や人口の変化に伴う地方議会の選挙区割りや議員定数の是正についても議論されることとなったとされている。<sup>17</sup>その審議過程は、まず参議院全国区の選挙制度の変更について焦点が当てられ、ここでは「直接公選制を廃止して、間接選挙制をとることが違憲か、どうか」<sup>18</sup>について焦点が当てられた。だが議論が難航したため、こ

の問題に関する小委員会がその後設置されたと報じられている。<sup>19</sup>だがDVD版に記録されている資料集には、その後の小委員会の速記録は記載されていない。これは地方選挙の議論についても同様であり、答申が出された最終的な過程については、現時点で一次資料が存在しない状態であることがわかる。そこで補足として、第六回総会（一九五七年一月二六日）以降の議論について新聞報道などで足跡をたどると、都道府県議会議員の選挙区割りについての答申は、翌五八年一月一五日に小委員会において採択された。その具体的な試案については、一九五八年一月一五日付の『朝日新聞』の朝刊が詳しいが、長いので省略すると、「①選挙区の原則、②小都市の「合区」、③飛地の扱い、④大都市の「分区」、⑤「合区」・「分区」の基準、⑥町村合併促進法第十一条の五の規定による選挙区の特例を受けた都市に関する経過措置」<sup>20</sup>が主たる内容となっている。これは一月二二日に決定された。<sup>21</sup>

なお前述の参議院全国区の問題に関しては、結局のところ地方議会選挙の問題とは分離して議論されることとなっており、五八年二月一日の小委員会において、四

月以降議論することが決定されたと報じられているが、<sup>(22)</sup> 続報は確認できない。

## (七) 第八次選挙制度調査会

### 一、参加者

#### ① 委員（以下三〇名）

島田武夫（会長）、御手洗辰雄、明峯嘉夫、足立正、阿部真之助、井出成三、潮田江次、内田秀五郎、海野普吉、大石義雄、唐島基智三、小島憲、近藤操、杉村章三郎、高橋雄豺、田上穰治、滝田実、田辺繁子、長谷部忠、船田文子、松村真一郎、三宅晴輝、宮島幸太郎、安井誠一郎、山浦貫一、山高茂、矢部貞治、吉田直治、吉村正、渡瀬亮輔

#### ② 幹事（以下一三名）

梅本純正（内閣官房総務課長）、高辻正巳（法制局次長）、野木新一（法制局第二部長）、小林与三次（自治事務次官）、村松清之（自治庁選挙局長）、皆川迪夫（自治庁選挙局選挙課長）、桜沢藤兵衛（自治庁選挙局管理課長）、小田原登志郎（総理府統計局長）、中川薫治（警察庁刑事局長）、竹内寿平（法

務省刑事局長）、熊沢孝平（最高検察庁検事（刑事部長））、石原周夫（大蔵省主計局長）、関岡賢一（東京都選管事務局長）

### 二、諮問と答申

・選挙の公明化に伴う衆議院議員の選挙制度について  
小選挙区制の導入等による政党本位の選挙の実現、選挙運動規制の自由化・合理化、選挙公営の拡充、選挙運動費用制限の見直し、選挙腐敗に対する対応強化、立候補の自由・公営制度の悪用への対策、高級公務員等の地位利用による運動の制限強化、選挙啓発体制の拡充、選挙の適正な管理執行の確保、定数不均衡の是正と中立的な選挙区画定委員会の設置

### 三、議事録

#### ① 小委員会委員

小島憲（委員長）、明峯嘉夫、阿部真之助、井出成三、近藤操、高橋雄豺、田上穰治、長谷部忠、松村真一郎、宮島幸太郎、山高茂、矢部貞治、吉田直治、吉村正

#### ② 議事日程

・総会

第一回（一九五九年一月五日）、第二回（一月一六日）、第三回（二月二四日）、第四回（二月二五日）

・小委員会

第一回（一九五九年二月三日）、第二回（二月一〇日）、第三回（二月一四日）、第四回（二月一八日）

#### 四、解説

第八次選挙制度調査会は、前回の調査会において参議院全国区の改正に関する審議が未了のままであったため、任期のきれた委員を再任し再度選挙制度に関する答申を行うために発足している。もともと、その発足の過程では、前回の参議院全国区の問題というよりもむしろ、「最近では売名立候補の防止、選挙公営、法定選挙費用の増額など公職選挙法の改正を要望する声が高まって」<sup>23</sup>いることが重視されたことから、「公明選挙の実現方法」<sup>24</sup>を諮問することになった。これらの点については、一月一四日に小委員会が設置され、一八日の調査会総会（速記なし。事実関係不明）で岸首相に答申する予定であると報じられている。<sup>25</sup>その答申の内容については、選

挙の公明化に関するものが中心で、選挙運動規制の合理化・規制緩和と同時に、悪質な違反に対する罰則規定の強化などに特徴がある。

#### 五 おわりに

以上が『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料 昭和二四～三四年』に関する概要になる。筆者自身が、選挙制度全般の問題や五〇年代の政治的問題に必ずしも詳しくないために、ここでは同資料集の基礎情報について言及するに留まっている。しかしながら、同調査会で審議された事項が極めて多岐に及び、その参加者も重要人物ばかりということは、この概要からも伺い知ることができたろう。そこでもし、ここで審議された選挙制度の事項のうち、個別の事項や人物に関心がある場合は、実物でその内容を確認していただければ幸いである。あるいは、同資料集に関する事実関係を整理する限り、審議内容が「歯抜け」になっていて、全ての内容を網羅的に示しているわけでもないことも明らかである。その点に関しては、たとえば当時の『選挙』や

『選挙時報』の記載であったり、あるいは丸善雄松堂が販売している『矢部貞治関係資料集』及びその他国会図書館に寄贈されている資料など閲覧したりすることで、補足していただければ幸いである。なお筆者個人の願望としては、今後は「選挙制度審議会」の議事速記録も同様にまとめることができればと考えてはいるが、これには物理的にも（同速記録は総計一万頁を優に超える）、手続的にも（著作権の保護期間が五〇年から七〇年に延長された結果、一部の資料には著作権が残っており、これは現時点で内閣府が保有している旨、文科省及び内閣府から確認をとっている）様々な障害がある。だが資料の重要性和可読性を考慮した場合、電子化作業がこの領域に属する全ての研究者に利益をもたらすことは確かだろう。

図一 一九五二年選挙制度調査会の答申 (同速記録より引用)

## 二、選挙制度調査会諮問 及び答申等

### 日本国憲法の改正に関する国民投票制度 要綱

### 1 諮問

諮問第二号

昭和二十六年五月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

選挙制度調査会会長殿

選挙制度の調査について左記のとおり貴会に諮問する。

記

最近行われた各種の選挙の実際に鑑み、選挙制度の上に改正すべきものがあると認める。よつて、調査の上、これに対する要綱を示されたい。

## 2 選挙制度調査会答申

昭和二十六年五月二十二日日本調査会に付議された諮問に対し、日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱を次の通り答申する。  
なお、調査会における審議経過の概要を別紙の通り報告する。

昭和二十七年十二月二日

選挙制調査会長代理

副会長

関

口

泰

内閣総理大臣

吉田

茂殿

- 一、国会が日本国憲法の改正を発議提案したときは、国会は、同時に、特別の国民投票に付するか、又はいずれの選挙の際投票に付するかを決定しなければならないものとする。
- 二、国民投票は、国会において日本国憲法の改正を発議提案した日から三十五日以後九十日以内に行わなければならないものとする。
- 三、国民投票の投票権を有する者は、衆議院議員の選挙権を有する者とする。
- 四、国民投票を行う際には、国会議員の選挙の際に用いる選挙人名簿を用い、特別の国民投票を行う場合には、更に補充選挙人名簿を調製するものとする。
- 五、国民投票の期日は、少くとも三十日前に内閣総理大臣が告示するものとする。
- 六、投票は、賛成反対の両欄を設け、そのいずれかを採るかを記号によつて表示させる記号式とするものとする。
- 七、投票区及び開票区は、衆議院議員の選挙のそれらによる外、投票及び開票は、原則として衆議院議員の選挙の例によるものとする。
- 八、賛否不明の投票は無効とし、賛成投票が有効投票の過半数であるときは国民の承認を経たものとする。
- 九、開票の結果の中間集計及び全国集計は、最高裁判所裁判官国民審査の例によるものとする。
- 十、日本国憲法改正案は、中央選挙管理会が国民の承認を経た旨の

告示をしたときには、直ちに公布、施行することができるものとする。

十一、国民投票に関し異議がある投票権者は、国民投票の結果の告示の日から三十日以内に東京高等裁判所に出訴しその判決に不服がある者は、更に最高裁判所に上告することができるものとする。この訴訟の東京高等裁判所における審理については、裁判官五人をもつて組織する特別部を設けてこれに当らせるものとする。

前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならぬものとし、投票の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、投票の全部又は一部の無効を判決しなければならぬものとする。

十二、訴訟の結果再投票を行う場合においても、その結果が確定するまでは従前の投票の結果に基づく日本国憲法の改正規定の施行に影響を及ぼさないものとする。

十三、国民投票に影響を及ぼす運動は、原則として自由とし、罰則は、投票の自由、公正及び秩序を確保するため必要なものに限定するものとする。但し、国民投票が国会の定める選挙と同時に行われる場合において、当該選挙の候補者が行う国民投票のための運動は、当該候補者の選挙運動とみなすものとする。

十四、国民投票に関する事務は、中央選挙管理会をして管理させるものとする。

#### 附帯事項

日本国憲法の改正に関する国会の発議及び提案について、すみやかに国会法その他において議事手続その他の規定を整備されたい。  
別紙

#### 調査会における審議経過の概要

本調査会は、昭和二十六年五月二十二日附諮問第二号に基き、さきに衆議院議員の選挙制度について答申をしましたが、その後日本国憲法の改正に関する国民投票制度につき、慎重に審議を重めた結果、答申の通り、その要綱を議決しました。

次に、本要綱について、順を追って審議の概要を申し上げます。

先ず、総論的に問題とされた事項は、この国民投票の制度は、国会が発議提案した日本国憲法の改正案に対し、国民の承認を求めため投票の手続を定めるものであるが、憲法にいう国会の「発議」と「提案」の意義、方法及び両者の関係並びに本要綱において規律すべき範囲についてであります。これらについては、憲法改正の発議は、国会のみが各議院の総議員の三分の二以上の賛成をもつてなしうるものであるから、発議の方法というべきものは、いわば国会の内部的な議事手続であり、国会において、各議院の総議員の三分の二以上の賛成による議決があつたときは同時に国民に対する提案がなされたものと考え、発議提案の方法は国会の議事手続規程に委ね、本要綱では国民投票制度を国会が発議提案した日本国憲法改正案を受けとるところを起点として考究したのであります。

次に、要綱の第一についてであります。

日本国憲法第九十六條による、国民投票も特別の国民投票に付するか又は国会の定める選挙の際併せて行うか、いずれかの方法によることとされておりますが、そのいずれで行うかは、発議提案をする際に国会が同時に決めることとしたのであります。なお、国民投票を併せて行うことのできる選挙の種類をこの国民投票法で定めておくかという問題もありましたが、この点は、国会に一任すること

を設けることとし、×の期間内に判決がないときは、訴の棄却の判決があつたものとみなし最高裁判所に上告することができることとするか。

十三、国民投票に影響を及ぼす運動は、原則として自由とし、罰則は、投票の自由及び公正を確保するため必要なものに限定するものとするか。

十四、投票の管理機関は、投票人に対し、国民投票に付すべき日本国憲法改正案の内容の周知徹底に努めなければならないものとするか。

十五、国民投票に関する事務は、憲法改正国民投票管理委員会(仮称)を設けて管理させるものとするか。この場合において憲法改正国民投票管理委員会の構成をどうするか。

## 4 参議院制度の改正に関する

### 研究事項

(昭二七、四、一七)

一、六年の任期は、長すぎないか。

二、全国区及び都道府県別選挙区の現行制度に検討を加える必要はないか。

三、国民の直接選挙によらない一定数の議員を認める必要はないか。

(備考)

参議院議員が国務大臣及び政務官の職に就くことを禁止する必要はないか。

四、現行定数(全国区百人地方区一五〇人)を検討する必要はないか。

か。

五、半数改選の制度は、適当か。

六、被選挙権の要件は、現在のまゝでよいか。

七、地方選出議員の補欠選挙は、議員が二人以上欠けた場合に行うこととする必要はないか。

八、繰上補充は、同点者に限る必要はないか。

九、投票の方法、立候補制度、選挙運動、罰則等の制度は、概ね、先に答申された衆議院議員選挙制度改正要綱に準ずるものとするか。

## 5 参議院議員選挙制度改正要

### 綱案

一、議員の任期は、四年とするか。

二、議員定数は、二百五十人とし、そのうち百五十人は選挙、百人は推せんによる。

三、選挙による議員は、都道府県の区域により、二年ごとにその半数を選挙するものとする。

四、選挙権及び被選挙権は、現行通りとする。

五、推せんによる議員は、選考委員会において選考した者を、二年ごとに五十人ずつ指名する。

六、選考委員は、委員十二人をもつて組織する。

選考委員会の委員は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官の外、言論界代表二人、大学学長代表二人、労働界代表二人を、衆議院において指名するものとする。



選考委員会は、内閣総理大臣を委員長とする。  
委員の任期は、二年とする。

## 6 衆議院議員選挙制度改正要

### 綱

(昭二、八、二八)

#### 第一 選挙の基本観念に関する事項

選挙に関する基本観念を明らかにし、その徹底を期するため、左の規定を置くこと。

第一條 選挙は、国民主権の趣旨に従い、国民の代表者を選び、国政の根本を決定する最高意思の表明である。

2 選挙は、自由且つ公正に行われなければならない。

第二條 選挙権は、国民固有の権利である。自らこれを尊重し、何人もこれを尊重しなければならない。

2 選挙人は、公共の福祉を旨とし、良心に従つて選挙権の行使をしなければならない。

第三條 候補者は、国民の代表者として、高い識見を備え、公共のために尽す熱意を有するものでなければならない。

第四條 選挙運動は、候補者の人物及び政見を選挙人に知らせ、その正しい判断を求めることを本旨とする。

2 選挙運動は、公明正大に行われなければならない。

第五條 選挙管理委員会は、この法律の趣旨に従い、あらゆる機会を通じて国民の政治常識を養い、その向上に努めなければならない。

第二 選挙区に関する事項  
一、議員定数は、現行通り四百六十六人とすること。  
二、各選挙区の議員定数は、一人とすること。

三、議員定数の配当は、各都道府県に対し一人を平等に配当し、残余の定数(四百二十人)を人口(昭和二十五月十月一日現在国勢調査人口)に比例して配当する方法によること。

四、各選挙区の区域は、議員定数一人当り人口十七万乃至十八万を標準として、各選挙区の人口がなるべく均等になるように定めること。

五、選挙区の区域を定める場合においては、

(一) 郡市区の区域によるのを原則とすること。

(二) 必要がある場合には、郡市区の区域を合せて一選挙区とし、又は一郡市区の区域を分けて数選挙区とすることを妨げないこと。

(三) やむを得ない場合においては、郡市区の一部を他の郡市区又はその一部を併せて一選挙区を定めることができること。

(四) 一町村の区域は、これを二以上の選挙区に分けることができないこと。

#### 第三 選挙手続に関する事項

一、選挙人名簿の制度は、原則として現行の通りとすること。但し、市町村の選択によつて、長期据置制のルーブリーフ式名簿制度を採用することができるものとする。

二、選挙期日の公示又は告示は、その期日の二十五日前までとする。

#### 三、投票

(一) 記号式投票方法を採用すること。

その具体的方法は、左の通りとすること。

1 投票用紙には、候補者の氏名

(漢字には平仮名で振り仮名をつけ

- (1) なお回次の数については、速記録の数をそのまま記載しているだけで、厳密な回次を示しているわけではない。たとえば、当時の新聞記事などを概観する限りでも統一した数え方があるわけではないことに留意されたい。たとえば読売新聞を一例とすれば、本稿で第七次としている一九五七年調査会に關して「第五次選挙制度調査会」（一九五七年一〇月二二日付読売新聞朝刊）と記載されている。その一方で本稿が第八次と記載した一九五九年調査会に關しては、「第七次選挙制度調査会」と記載されている（たとえば一九五九年一月五日付読売新聞夕刊）。だがこれらの記述は、間の一九五八年に「第六次調査会」がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会の回次については、当時の新聞記事間でも表現に揺らぎがある。
- (2) 筆者の乏しい認識の限りでは、選挙制度調査会及び選挙制度審議会に關する体系的な研究は見受けられない。
- (3) 公職選挙法制定過程の概要については、柚正夫『日本選挙制度』（九州大学出版会、一九八六年）、を参照されたい。
- (4) 堀内匠「自治体選挙法の消滅（上）…公職選挙法への統合をめぐって」（『自治総研』第四三卷第一〇号、二〇一七年）五六頁。
- (5) 堀内・前掲注（4）六五頁。
- (6) 同上。
- (7) 同事項に關しては、本来第三委員会の審議事項であったが、「どうもあなたのところがちよつと仕事が多過ぎる」（第二委員会速記録、一七頁）という牧野会長の判断から第二委員会に審議事項となっている。
- (8) 堀内・前掲注（4）六五頁。
- (9) 鈴木俊一他「戦後における選挙制度を語る」（『選挙』第二卷第一号、一九五九年）五〇頁。
- (10) 一九五二年一二月三日付朝日新聞朝刊。
- (11) 同問題に關しては、一九五四年五月二二日付朝日新聞朝刊の社説が詳しい。
- (12) 一九五五年五月六日付朝日新聞朝刊。
- (13) 一九五五年五月二六日付朝日新聞朝刊。
- (14) 一九五五年一〇月二日付朝日新聞夕刊。
- (15) 一九五六年三月二三日付朝日新聞朝刊。
- (16) 一九五七年九月二五日付朝日新聞夕刊。
- (17) 一九五七年一〇月四日付朝日新聞朝刊。
- (18) 一九五七年一〇月二四日付朝日新聞朝刊。
- (19) 一九五七年一二月六日付朝日新聞夕刊。
- (20) 一九五八年一月一五日付朝日新聞朝刊。
- (21) 一九五八年一月二二日付朝日新聞朝刊。
- (22) 一九五八年二月二日付朝日新聞朝刊。
- (23) 一九五九年六月三〇日付朝日新聞夕刊。
- (24) 一九五九年一〇月二四日付朝日新聞朝刊。
- (25) 一九五九年一二月一日付朝日新聞朝刊。